

福岡県「育成を図る林業経営体」の選定要領

制 定	平成30年4月2日	30林振第10号
一部改正	令和元年6月14日	1林振第667号
一部改正	令和2年7月21日	2林振第1713号
一部改正	令和2年12月23日	2林振第3649号

(趣旨)

第1条 この要領は、「林業経営体の育成について」(平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知)に基づく育成を図る林業経営体の選定について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 我が国の森林資源が充実する中、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくためには、林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる林業経営体を確保することが重要であることから、このような林業経営体へと育成を図る林業経営体(以下「育成経営体」という。)の選定について定めることを目的とする。

(育成経営体の基本的な考え方)

第3条 育成経営体は、相当程度の事業量を確保し高い生産性や収益性を有するなど森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指すとともに、主伐後の再造林を実施するなど森林経営の継続性の確保を目指す林業経営体とする。

なお、林業経営体は、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

(育成経営体に取り組むべき事項)

第4条 第3条の基本的な考え方を踏まえ、育成経営体に取り組むべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 生産量の増加又は生産性の向上
- (2) 生産管理又は流通合理化等
- (3) 造林・保育の省力化・低コスト化
- (4) 主伐後の再造林の確保
- (5) 生産や造林・保育の実施体制の確保
- (6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等
- (7) 雇用管理の改善及び労働安全対策
- (8) コンプライアンスの確保

(育成経営体の支援)

第5条 知事は、国庫補助事業を活用するなどして、育成経営体による第4条に定める取組等を重点的に支援するものとする。

(選定の基準)

第6条 県内に事業所を有し、県内において造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている林業経営体で、別表に定める選定基準に適合する場合には、知事の選定を受けることができるものとする。

2 知事は、前各項による選定を受けようとするもの（以下「選定申請者」という。）が、福岡県暴力団排除条例（平成21年条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員、又は第3号に規定する暴力団員等のいずれかに該当する場合は選定の対象としないものとする。

3 知事は、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定に基づき公表している民間事業者については、育成経営体として選定されたものとして扱うものとする。

(申請)

第7条 選定申請者は、次に掲げる事項を記載した選定申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を、主たる事務所が所在する地域を所管する農林事務所長を経由して知事に提出するものとする。

- (1) 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- (2) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報
- (3) 生産管理又は流通合理化等に関する情報
- (4) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- (5) 主伐後の再造林の確保に関する情報
- (6) 生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報
- (7) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- (8) 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する情報
- (9) コンプライアンスの確保に関する情報
- (10) その他知事が定める情報

2 前項の選定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、選定申請者が本県における林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）であり、計画認定申請書の申請時の情報と同じ場合は、(1)から(6)に掲げる書類の提出を省略することができるものとする。

- (1) 登記事項証明書又は住民票
- (2) 納税証明書
- (3) 労働者を雇用している場合にあつては、雇用に関して交付している文書の様式
- (4) 労働者を雇用している場合にあつては、社会・労働保険等への加入状況が確認でき

る書類

- (5) 就業規則を制定している場合にあつては、就業規則の写し
- (6) 直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書
- (7) 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で元請・下請として、完成、引き渡しが完了した過去5年の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）
- (8) 行動規範を作成している場合には、その写し
- (9) その他知事が定める書類

3 知事は、必要に応じ登録申請者に対して情報提供を求めるものとする。

（育成経営体の選定）

第8条 知事は第7条による選定の申請があつた場合において、当該申請の内容が選定基準に適合すると認めるときは、育成経営体に選定するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく選定の可否について、農林事務所長を経由して、選定可否通知書（様式第3号）により選定申請者に通知するものとする。

（選定の有効期間）

第9条 第8条第1項の選定の有効期間は5年とする。ただし、選定された育成経営体（以下「選定育成経営体」という。）が第7条第2項により提出を省略して選定申請を行った認定事業主である場合は、改善計画と同期間とする。

（育成経営体の公表）

第10条 知事は、選定育成経営体については、その名称と所在地等を、県ホームページ上で公表するものとする。

（内容の変更）

第11条 選定育成経営体は、第7条第1項の（1）に掲げる事項に変更があつた場合は、内容変更届出書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 選定育成経営体は、第7条第1項の（2）から（10）に掲げる事項に変更があつた場合は、内容変更届出書（様式第4号）を知事に提出することができる。

3 知事は、前項による届出があつた場合は、変更があつた事項について、公表内容を修正するものとする。

（選定の取消）

第12条 知事は、選定育成経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すものとする。

- (1) 選定育成経営体が個人の場合にあつてはその死亡、法人の場合にあつてはその消滅、解散等が確認された場合
- (2) 選定育成経営体から選定取消申請書（様式第5号）の提出があつた場合
- (3) 選定の申請又は変更届出の内容に虚偽の記載が確認された場合
- (4) その他知事が定める場合

2 知事は、前項の規定による選定の取消しをしたときは、農林事務所長を経由して、その旨を選定取消通知書（様式第6号）により選定申請者に通知するものとする。

（県の役割）

第13条 農林事務所は、選定した林業経営体に対して、第4条に定める事項についての取組の推進について、指導・支援を行うものとする。

また、選定されなかった林業経営体に対しても、今後の改善点を示すなどし、育成を図る林業経営体に選定されるよう、指導・支援を行うものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月23日から施行する。

別表

選定基準

下表の(1)～(8)の項目のうち、当該林業経営体の事業内容に該当する項目の基準をすべて満たすこと。

※素材生産を行う林業経営体の基準 (1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)

※造林・保育を行う林業経営体の基準 (3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)

項目	基準	適用	
		生産	造林
(1)生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。 生産量又は生産性の実績が一定の水準以上の場合、当該実績以上の目標を有していること。</p> <p>※「一定の割合」については、5年間で約2割又は3年間で約1割を目安とする。 ※「一定の水準」については、生産量に関し5,000m³/年、生産性に関し間伐8m³/人日、主伐11m³/人日を目安とする。 ※基準とする値は、直近3カ年の平均値とする。直近3カ年分の実績がない場合は、直近年の値を基準とする。</p>	○	
(2)生産管理又は流通合理化等	<p>以下のいずれかに取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。</p> <p>① 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理 ② 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等</p>	○	
(3)造林・保育の省力化・低コスト化	<p>伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。</p>		○

項目	基準	適用	
		生産	造林
(4)主伐後の再造林の確保	<p>以下の両方に該当すること。</p> <p>① 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること又は今後一体的に実施する体制を確保する意向を明らかにすること。</p> <p>※「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制があること。ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制があること。</p> <p>② 主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。</p> <p>※「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。</p>	○	○
(5)生産や造林・保育の実施体制の確保	<p>素材生産又は造林・保育に関して1年以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が1年以上であること。</p>	○	○
(6)伐採・造林に関する行動規範の策定等	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること又は今後行う意向を明らかにすること。</p> <p>※「行動規範の策定等」には、民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や都道府県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。</p> <p>※ 行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むことが望ましい。また、行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を整備することが望ましい。</p>	○	○

項目	基準	適用	
		生産	造林
(7)雇用管理の改善 及び労働 安全対策	<p>以下のすべてを満たしていること。</p> <p>① 林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく各都道府県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組若しくはこれに準ずる取組を行っていること又は今後取り組む意向を明らかにすること。</p> <p>※「第4条に基づく・・・(略)・・・取組若しくはこれに準ずる取組」とは、たとえば以下の取組である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の実施等の雇用管理の改善 ・ リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策 <p>② 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。</p> <p>※「現場作業職員等」には事業主自身を含み、必要な安全衛生教育を修了していること、又はこれらと同等の技能を有していると認められること。</p> <p>③ 労働者災害補償保険に加入していること(一人親方等の特別加入を含む)。</p> <p>④ 以下に定める届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険法第48条の規定による届出 ・ 厚生年金保険法第27条の規定による届出 ・ 雇用保険法第7条の規定による届出 	○	○
(8)コンプライアンス の確保	<p>以下のいずれにも該当しないこと。</p> <p>① 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</p> <p>※「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>※「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>② 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</p> <p>③ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</p> <p>④ (6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</p> <p>⑤ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>※「その他・・・(略)・・・相当の理由がある者」については、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等。</p>	○	○

福岡県「育成を図る林業経営体」の選定申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

Eメールアドレス

（認定事業主の有無： 有 ・ 無 ）

※該当する方に○をつけてください。

福岡県「育成を図る林業経営体」の選定要領第7条の規定により、下記書類を添えて申請します。

記

(1)	登記事項証明書又は住民票	
(2)	納税証明書	
(3)	労働者を雇用している場合にあつては、雇用に関して交付している文書の様式	
(4)	労働者を雇用している場合にあつては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類	
(5)	就業規則を制定している場合にあつては、就業規則の写し	
(6)	直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書	
(7)	事業実績を証する書類	
(8)	行動規範を作成している場合には、その写し	
(9)	その他知事が定める書類	

(注) 1 添付する書類に○を付けてください。

2 認定事業主であり、計画認定申請書の申請時の情報と同じ場合は、(1)から(6)に掲げる書類の提出を省略できる。

3 法人にあつては、(9)その他知事が定める書類として、役員名簿（別紙）を添付すること。

様式第1号の付

選定基準

(1) 生産量の増加又は生産性の向上 (適用：生産・造林)

※ 直近3事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込を記載してください。

※ 「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックしてください。

事業区分	指標	内訳	直近3事業年度の実績			目標とする事業年度の見込み	目標とする項目	
			直近の前々年	直近の前年	直近			
生産	主伐	面積 (ha)	直営					
			請負					
			合計					
		材積 (m3)	直営					
			請負					
			合計					
	生産性 (m3/人日)	直営						
		請負						
		合計						
	間伐	面積 (ha)	直営					
			請負					
			合計					
材積 (m3)		直営						
		請負						
		合計						
生産性 (m3/人日)	直営							
	請負							
	合計							
造林・保育	植付	面積 (ha)	直営					
			請負					
			合計					
	下刈り	面積 (ha)	直営					
			請負					
			合計					
	その他	面積 (ha)	直営					
			請負					
			合計					

事業期間

直近の事業年度： 年 月 日 ～ 年 月 日

目標とする事業年度： 年 月 日 ～ 年 月 日

以下の（２）～（８）の項目の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

※「・・・意向がある」の欄については、目標とする事業年度内に取り組む意向がある場合にチェックし、何年後に取り組むかを（ ）内に記載して下さい。

※ その他の取組等がある場合には、（ ）内に記載するとともに該当する箇所にチェックしてください。

※ 該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

（添付書類で確認できる場合は省略可。）

（２）生産管理又は流通合理化等 （適用：生産）

①適切な生産管理

- ・ 作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し
- ・ 作業システムの改善
- ・ その他 []

	1年以内 取り組む 予定	1年以内 取り組む 予定	取り組む 意向が ある	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)

②原木の安定供給・流通合理化等

- ・ 製材工場等需要者との直接的な取引
- ・ 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷
- ・ 森林所有者や工務店等との連携
- ・ その他 []

	1年以内 取り組む 予定	1年以内 取り組む 予定	取り組む 意向が ある	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)

①及び②の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

（３）造林・保育の省力化・低コスト化 （適用：造林）

- ・ 伐採・造林の一貫作業システムの導入
- ・ コンテナ苗の使用
- ・ 低密度植栽
- ・ 下刈りの省略
- ・ その他 []

	1年以内 取り組む 予定	1年以内 取り組む 予定	取り組む 意向が ある	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

(4) 主伐後の再造林の確保 (適用：生産・造林)

- | | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------|
| 有して
いる | 1年以内
に整備
する予定 | 整備する
意向が
ある | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | (年後) |

・ 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制

- | | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------|
| 取り組ん
でいる | 1年以内
に取り組
む予定 | 取り組む
意向が
ある | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | (年後) |

・ 主伐後の適切な更新

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保 (適用：生産・造林)

- | | | | | |
|--------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 3年間
以上 | 1年間
以上 | 1年間
未満 | 実績
なし |
| ・ 素材生産の事業実績 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 造林・保育の事業実績 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等 (適用：生産・造林)

- | | | | | |
|----------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------|
| | 策定等
している | 1年以内
に策定等
する予定 | 策定等
する意向
がある | |
| ・ 独自の行動規範等の策定 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | (年後) |
| ・ 所属する団体等による行動規範の策定等 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | (年後) |

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策 (適用：生産・造林)

①雇用管理の改善

- | | | | | |
|-----------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------|
| | 取り組ん
でいる | 1年以内
に取り組
む予定 | 取り組む
意向が
ある | |
| ・ 現場作業員の常用化 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | (年後) |
| ・ 現場作業職員への月給制の導入 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | (年後) |
| ・ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | (年後) |
| ・ 退職金共済への加入などの福利厚生の実施 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | (年後) |
| ・ その他 [] | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | (年後) |

②労働安全対策

	取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある	()年後
・ 現場作業員等への安全衛生教育	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	() 年後
・ 労災保険への加入（一人親方等の特別加入を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	() 年後
・ リスクアセスメント	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	() 年後
・ 防護具の着用の徹底	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	() 年後
・ 作業現場の安全巡回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	() 年後
・ 労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	() 年後
・ その他 []	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	() 年後

①及び②の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

③雇用の状況

職員数（うち常用）		社会・労働保険等への加入状況			
現場作業職員	事務系等職員	労災保険	雇用保険	健康保健	厚生年金保険
人	人	人	人	人	人
() 人	() 人				

(8) コンプライアンスの確保（適用：生産・造林）

	はい	いいえ
・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ (6) の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
例：破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者		

誓約書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

私は、福岡県「育成を図る林業経営体」の選定申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

1. 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者ではないこと。
2. 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者ではないこと。
3. 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者ではないこと。
4. 伐採・造林に関する行動規範等に違反した行為をしたと認められる者ではないこと。
5. その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者ではないこと。
6. 福岡県暴力団排除条例（平成21年条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員、又は第3号に規定する暴力団員等のいずれにも該当しないこと。
7. 各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合、及びこの誓約が虚偽の申告であることが判明した場合において、福岡県「育成を図る林業経営体」の選定が取り消されても異議を申し立てません。
また、これにより損害が生じた場合も、その一切を私の責任とします。
8. 名称及び所在地等について、ホームページで公開されることに同意します。
また、関係市町村から要望があった際は、関係市町村に対し、申請に関する情報が提供されることに同意します。

様式第3号（第8条関係）

福岡県「育成を図る林業経営体」の選定可否通知書

番 号
年 月 日

様

福岡県知事

年 月 日付けで申請のあった福岡県「育成を図る林業経営体」の選定申請
について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 選定の可否

可 ・ 否

2. 選定・公表年月日

3. 審査結果

別紙審査表のとおり

様式第4号（第11条関係）

福岡県「育成を図る林業経営体」内容変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日付けで選定された福岡県「育成を図る林業経営体」の申請内容について変更したいので、下記のとおり提出します。

記

1. 変更内容
2. 変更理由
3. 添付資料

様式第5号（第12条関係）

福岡県「育成を図る林業経営体」選定取消申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日付けで選定された福岡県「育成を図る林業経営体」について、下記の理由により選定の取消しを、申請します。

記

1. 取消理由

様式第6号（第12条関係）

福岡県「育成を図る林業経営体」選定取消通知書

番 号
年 月 日

様

福岡県知事

年 月 日付けで選定した福岡県「育成を図る林業経営体」は、下記の理由によりその選定を取り消したので通知します。

記

1. 取消理由

別紙

役員名簿

(商号又は名称:) 該当する性別・年号を丸で囲んでください。

役職名	(フリガナ) 氏 名	性別	住 所 (都道府県名)	生年月日
		男・女		明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平・令 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平・令 年 月 日

※役員全員を記載すること。